

臨時福祉給付金・

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

申請期限は10月1日(水)まで



臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の申請を7月1日から受け付けています。申請期限を過ぎると給付金は受け取れません。お済みでない方は、お早めに申請をお願いします。

◆申請方法

【臨時福祉給付金】

支給対象者は、平成26年度の市・県民税が課税されていない方が対象です(ただし、市県民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護制度の被保護者の方などは除く)。

郵送による申請は、申請書に記入の上、本人確認書類の写しおよび通帳またはキャッシュカードの写しを同封し、返信用封筒で返送ください(切手不要)。

窓口による申請は、申請書、本人確認書類、通帳または

キャッシュカード、印鑑(認印)をお持ちください。

※申請書の郵送をご希望の場合は、臨時福祉給付金事務室にお問い合わせください。

【子育て世帯臨時特例給付金】

郵送による申請は、申請書に記入の上、同封の返信用封筒で返送ください(切手不要)。

窓口による申請は、申請書、印鑑(認印)をお持ちください。※児童手当振込口座以外の口座を振込先として指定する場合は、本人確認書類のコピーおよび振込希望口座の通帳またはキャッシュカードのコピーが必要です。

◆申請場所・受付時間

①茂原市役所

「臨時福祉給付金」は、臨時福祉給付金事務室(5階)

「子育て世帯臨時特例給付金」は、子育て支援課(2階)

②本納支所

※①・②とも受付時間は、月～金 9時～17時(休日を除く)

◆振り込め詐欺にご注意を!

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関して、市役所などが

・ATM(金融機関等の現金自動預払機)の操作をお願

いすること

・手数料の振込を求めるとは、絶対にありません。

ただし、申請後に申請書等の内容に不備があった場合などは、市役所から問い合わせ

りますので、その際はご協力をお願いします。

お問い合わせは、

・臨時福祉給付金に関する事

臨時福祉給付金事務室(5階)

☎(23)2156、FAX(20)1605、

・子育て世帯臨時特例給付金に関する事

子育て支援課(2階)
☎(20)1573、FAX(20)1610へ。
※電話受付時間
月～金 9時～17時(休日を除く)

市民課・本納支所窓口での本人確認にご協力ください



本人なりすましによる証明書等の交付請求および届出を防止するため、身分証明書の提示による本人確認を実施しています。

1 住民票・戸籍証明書の交付請求または住所変更等の住民異動届をする場合

2 養子縁組・協議離婚・婚姻・協議離婚・認知といった戸籍の届出をする場合

◆本人確認の方法

① 住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等官公署発行の顔写真付身分証明書

② ①がない場合、各種健康保険の被保険者証、国民年金手帳など2点以上(いずれも有効期限内のもの)

※1の交付請求または届出の際に、代理人が次の方の場合を除き、代理権限の確認書類が必要となります。

・住民票同一世帯の方

・戸籍証明書に配偶者または直系親族の方

◆代理権限確認書類

〈任意代理人の場合〉
・請求者が作成した委任状
〈法定代理人の場合〉

・戸籍全部事項証明書
・後見登記等の登記事項証明書
・裁判所の謄本など

お問い合わせは、市民課(2階)

☎(20)1502、FAX(20)1600へ。

「燃えるごみ専用袋」の訪問販売にご注意を!

燃えるごみ専用袋は、長生郡市広域市町村圏組合と契約を結んだ販売店であれば販売できません。販売店以外の者が販売した場合は、違法行為となります。

販売員等がご家庭や商店、事業所等へ伺うことはありませんので、このような行為を見かけた場合は、長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課 ☎(23)4944まで連絡をお願いします。

お問い合わせは、環境保全課(6階)
☎(20)1504、FAX(20)1604へ。